

恵庭市内公共交通の新規利用者拡大事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域公共交通であるえにわコミュニティバス及びえにわコミュニティタクシーの利用者の拡大のために、運転免許証を自主的に返納した者に対し、恵庭市内公共交通の新規利用者拡大事業回数券（えにわコミュニティバス・えにわコミュニティタクシー共通回数券のことをいう。以下「回数券」という。）を交付することにより、地域公共交通の新規利用客の開拓及び利用促進並びに市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「運転免許証」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、法第92条の2に規定する有効期間が満了していないものをいう。

(交付対象者)

第3条 この要綱による回数券の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であって、当該住所が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民基本台帳に記録されているものであり、かつ、当該住所に居住しているものであること。
- (2) 令和2年4月1日以後に法第104条の4第1項に規定する申請をし、法第84条第2項に規定する第一種運転免許、第二種運転免許及び仮運転免許に係る運転免許証を返納した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱の規定による回数券の交付を受けた者は、交付対象者としなない。

(交付内容)

第4条 市長は、次条の規定による交付の申請があったときは、回数券100円券の12枚綴を1冊交付する。

(交付申請)

第5条 回数券の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第104条の4第1項に規定する申請によって免許の全部が取り消された日から起算して6月以内に、恵庭市内公共交通の新規利用者拡大事業回数券交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類の全てを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者が疾病その他やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により申請することができる。

(1) 申請による運転免許の取消通知書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する別記様式第19の3の9の通知書をいう。）又は第3条第1項第2号に掲げる要件に該当していることを確認することができる書類の写し

(2) 第3条第1項第1号に掲げる要件に該当していることを確認することができる書類

2 申請者は、市長に対して、本人であることを確認することができる書類（前項ただし書の規定により代理人が申請する場合は、当該代理人の本人であることを確認することができる書類）を提示しなければならない。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定するものとする。

（回数券の交付等）

第7条 市長は、前条の規定により交付を決定したときは、申請者に対し回数券を交付するものとする。

2 市長は、回数券の再交付及び現金による払戻しは行わないものとする。

（譲渡等の禁止）

第8条 前条の規定により回数券の交付を受けた者は、回数券を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は現金との交換をしてはならないものとする。

（台帳の整備）

第9条 市長は、回数券の交付の状況を明確にするため、恵庭市内公共交通の新規利用者
拡大事業回数券交付者台帳（様式第2号）を整備するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。